①　技術士〔電気電子部門(「電子応用」、「情報通信」)若しくは情報工学部門〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（※１）

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者

②　技術士〔総合技術監理部門(「電気電子一電子応用」、「電気電子一情報通信」若しくは「情報工学」)〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

③　ＲＣＣＭ〔「電気電子部門」〕の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者

なお、※１のこれと同等の能力と経験を有する技術者とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。

④　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有するもの。

⑤　学校教育法による高等学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有するもの。

２）照査技術者　照査技術者は、下記のいずれかに該当する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

①　技術士〔電気電子部門(「電子応用」、「情報通信」)若しくは情報工学部門〕の　資格を有し、技術士法による登録を行っている者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（※２）

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者

②　技術士〔総合技術監理部門(「電気電子一電子応用」、「電気電子一情報通信」若しくは情報工学)〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

③　ＲＣＣＭ〔「電気電子部門」〕の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者

なお、※２のこれと同等の能力と経験を有する技術者とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。

④　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有するもの。

⑤　学校教育法による高等学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有するもの。

⑺　主要機器等

①　当該工事における主要機器の製造予定業者は、平成14年度以降に下記に示す主要機器の納入実績を有すること。

主要機器　交通管制の用途で設置する情報収集及び情報提供設備の中央監視制御装置

②　当該工事の主要機器における保守技術支援体制が有ること。主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。

⑻　次に掲げる技術提案書を提出すること。

・本公告３に示す提案内容をすべて記載していること。

・提案内容が著しく不適当でないこと。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑽　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑾　１⑵に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　技術提案に関する事項　技術提案については、下記の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお、技術提案の提出が無かった場合、技術提案の内容が適当と認められなかった場合は、競争参加資格が無いものとする。

Ａ　システム概要
Ｂ　システム構築の設計手法
Ｃ　施工実績
Ｄ　ライフサイクルコスト
Ｅ　性能・機能の向上
Ｆ　移行計画
Ｇ　移行実績

４　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価値に関する基準については、入札説明書によるものとする。

⑵　技術提案　技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお、評価項目の提出が無かった場合、またはＡシステム概要、Ｄライフサイクルコスト、Ｆ移行計画において記載が無い等の場合は、不適格とする。また、不採用となった項目は提案を採用せずＮＥＸＣＯの仕様に基づき施工するものとする。

⑶　評価項目と評価基準

【評価項目】システムの成立性
Ａ　システム概要
Ｂ　システム構築の設計手法
Ｃ　施工実績
・評価基準　評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に判定方式で評価

【評価項目】維持管理
Ｄ　ライフサイクルコスト
・評価基準　評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に判定方式で評価

【評価項目】工事目的物の性能・機能に関する事項
Ｅ　性能・機能の向上
・評価基準　評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に判定方式で評価

【評価項目】移行計画
Ｆ　移行計画
Ｇ　移行実績
・評価基準　評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に判定方式で評価

【Ａ、Ｄ、Ｆの評価指標】

①　優　提案が具体的であり、ＮＥＸＣＯの仕様書による要件が十分に理解され且つ効率性等が期待できるものである。これに加え、優れた新規性や合理性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果等が示されて、信頼性が高いと認められるもの。